

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三輪 厚二

TEL:06-946-8011

## Q:リースのメリットは?

A:まず、リース契約にはその条件により税務上リース取引として扱われるものと、売買取引として扱われるものがあります。

### (1)リース取引

①リース期間が定められており、その期間中に支払われるリース料の合計額が、リース物件の取得価額及び付随費用の額の合計額のおおむね全部支払うよう定められていること。

②リース期間中における契約の解約が禁止されていること。

### (2)売買取引

①リース期間経過後に無償又は名目的な対価で賃借人に譲り渡すこと、又は無償とかわらない名目的な再リース料により再リースされるもの。

②土地、建物、建物付属設備、構築物を対象とするもの。

③機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、特別仕様であるため他に賃貸することが困難であり、使用可能期間を通じて賃借人においてのみ使用されるもの。

④建設工事用の仮設資材のようにリース物件の特定が不可能と認められるもの。

⑤リース期間がリース物件の法定耐用年数に比べて相当短く定められており、しかもリース期間の中途又はリース期間の経過後に賃借人がそのリース物件を購入する権利又は義務を有するもの。

### 〈リースのメリット〉

- ①資金負担が軽い
- ②全額損金算入できる
- ③機械や設備の陳腐化に対応できる

